

令和4年度キタヒロプレミアム商品券に関するQ&A

Q1 購入申込は1世帯1枚ですか。

A 1人1枚の申込で4冊までです。例えば4人家族(同居)であれば、申込書4枚で、最大16冊まで申込できます。1枚に記載できる数量は4冊までです。

Q2 チラシが1枚しかなく、複数名分の申込をするには。

A チラシをコピーしていただくか、当会ホームページより用紙をダウンロードください。ほかに、市役所出張所(大曲・西の里・西部)、エルフィンパーク、団地住民センター、市役所4階、商工会に、コピーしたものがありませんので、お受け取り願います。ハガキに記載必要事項①～⑦に記載いただいても申込できます。

※ 複数枚の郵送の場合は、郵便料金の軽減のため、一つの封筒に入れての郵送でも結構です。

Q3 チラシが届かなかった。

A 郵便による全戸への送付を行いました。二世帯住宅には1通のお届けとなりますので、ご確認をお願いします。申込書が無い場合は、Q2に記載の場所で申込書をお受け取り願います。

Q4 共通券のみを購入することはできますか。

A できません。1冊6,500円分の商品券は、共通券500円×10枚+中小専用券500円×3枚で1セットになっています。中小専用券が使用できない店舗は、取扱店一覧からご確認願います。

Q5 北広島市民以外の方も購入申込できますか。

A はい、申込できます。当会ホームページ及びQ2の場所等で申込書入手ください。

Q6 商品券でのお買い物でお釣りは出ますか。

A 出ません。下記の注意事項をご確認ください。

Q7 購入する商品等の制限はありますか。

A あります。下記の注意事項をご確認ください。

《注意事項》

- 使用期間は令和4年12月5日～令和5年1月31日ですので、期間内にご利用ください。
- 本券は現金との引き換えやビール券等の商品券・切手・プリペイドカード等の購入、電子マネーへのチャージ、税金・公共料金の支払い、市指定ごみ袋、たばこ等、射幸契約(パチンコ等)の対価としては使用できませんのでご注意ください。
- 本券使用に伴うお釣りはお支払できません。
- 本券の再販または再利用、裏面に取扱事業所の記載があるものは利用できません。
- 取扱店舗内のテナントによっては本券が使用できない場合や、取扱対象外の商品がありますのでご利用の際にご確認ください。

- 本券の盗難、紛失、毀損に対しては、発行者はその責を負いかねますので、保管や取扱には十分ご注意ください。

Q 8 申込書は早く出した方が良いでしょうか。

- A 発行数を超える申込があった場合は抽選となりますが、その場合でも早い・遅いは関係ありません。申込期日の11月17日(木)必着で申込ください。(郵送は当日消印有効)